「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」 労働環境ワーキンググループ 第11回会議 議事概要

1 日時

令和6年1月29日(月)午前10時から午前11時30分まで

2 場所

愛知県国際交流協会 2階 アイリスルーム

3 出席者

17構成団体

(構成団体)

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海北陸厚生局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、名古屋市、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、外国人技能実習機構名古屋事務所、公益財団法人国際人材協力機構名古屋駐在事務所、愛知県職業能力開発協会、愛知県(順不同)

4 議事

- (1) 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の 最終報告書について
- (2) 在留外国人材の現状と外国人材に関する取組状況等について
- (3) その他

5 主な発言内容

(事務局)

ただいまから「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」労働環境ワーキンググループの第11回会議を開催いたします。

なお、本会議は、傍聴者に公開して行いますので、ご承知ください。

始めに、労働環境ワーキンググループの事務局である愛知県労働局産業人材育成課の 花木からご挨拶申し上げます。

(愛知県(労働局産業人材育成課))

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日の「労働環境ワーキンググループ」は、外国人材等の労働環境の整備について、 情報共有や相互連携を図ることを目的とするものであり、今回が11回目の会議となり ます。

これまで、毎回、各構成団体における取組状況等、タイムリーな情報を共有し、相互連携を図ってきたところであります。

さて、本日は、昨年11月に提出されました、「技能実習制度及び特定技能制度の在り 方に関する有識者会議」の最終報告書の内容を含め、事前に頂戴した質問等について名 古屋出入国在留管理局さんから説明をいただきます。従来の制度から変更になるということで、外国人材の雇用の在り方も変わることが予想されます。

本会議を通じて、本県で働く外国人材の雇用が守られ、人材不足の分野などで活躍するなど、安心して働ける環境の整備につなげてまいりたいと考えております。

どうぞ、よろしくお願いします。

(事務局)

本日は、事務局を含め17団体からご出席をいただいております。

出席者の紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に 代えさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

議事(1)「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告 書について」でございます。

なお、構成員の皆様から、質問を事前にご提出いただいております。ご質問いただい た内容についても、あわせてご説明いただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

(名古屋出入国在留管理局)

まずは最終報告書の概要についてお話しいたします。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議につきましては、両制度の利用者や、関係者からのヒアリングを行い、各界の有識者15名による、自由かつ闊達な議論が進められてきました。前回のワーキンググループでは、昨年5月に提出された中間報告書の説明をいたしましたが、その後、同会議では、中間報告書の方向性を踏まえ、両制度の在り方をより具体化すべく、更なる検討が行われてきました。そして、昨年の11月に政府への提言として、関係閣僚会議に最終報告書が提出されました。本日の資料の1-1は、最終報告書の概要です。1ページ目が、見直しに当たっての基本的な考え方、2ページ目が提言となっています。また、3ページ目には現行制度と新制度のイメージ図を用意しています。

まず1ページ目の「①見直しに当たっての基本的な考え方」です。見直しに当たっての三つの視点ということで、国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行うこととしています。内容としては、「外国人の人権保護」「外国人のキャリアアップ」「安全安心・共生社会」です。

また、次の見直しの四つの方向性としまして、「1 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること」「2 技能・知識を段階的に向上させ、キャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行をはかること」「3 一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること」「4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと」となっています。

留意事項については、「1 現行制度の利用者等への配慮を行うこと」「2 地方や中小零細企業への配慮を行うこと」とされています。

続いて、提言についてお話しします。資料の2ページ目をご覧ください。

ここには1から10まで書かれておりますが、このうち1から4については、大きな制度改革となる見込みであるほか、5から10については、既存の制度の適正化を図るものとなっています。本日は、1から4を中心にお話しをします。

まず「1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等」についてですが、「現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設」とあります。中間報告書では、技能実習制度は「廃止」とされていましたが、技能実習制度はこれまで上手く活用されてきているという意見もあり、最終報告書では技能実習制度は新たな育成・研修制度の構築をもって、発展的に解消するということとなりました。2つ目、「基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準に育成すること」。3つ目、「特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続すること。」とされています。また、新たな制度の名称については、本文中に「育成就労制度」とする案があり、おおむね賛同が得られたということが記載されています。

次に「2 新たな制度の受入対象分野や人材育成機能の在り方」については、「現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく、新たに設定し、特定産業分野に限定すること」、「従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、主たる技能を定めて育成・評価すること」、「季節性のある農業、漁業の分野で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討すること」が述べられています。なお、現行の特定技能制度においても、農業、漁業の分野で派遣が認められています。

ここで、資料の3ページ目のイメージ図をご覧ください。左側が現行の技能実習・特定技能制度のイメージ図、右側が提言された新制度・特定技能制度のイメージ図です。 現行の制度ですと、左側の図にあるとおり、両制度の分野が一致しないところがありましたが、新制度では、分野を「特定産業分野」に限定させ、真ん中の矢印にあるとおり、特定技能でのキャリアアップを図る仕組みとなっています。

資料2ページ目の提言に戻ります。「3 受入見込み数の設定等の在り方」については、「新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れの上限数として運用すること」が述べられています。また、「両制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更するものとし、試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断すること」とされています。

「4 新たな制度における転籍の在り方」は、大きく注目されております。現行の制度でも、やむを得ない事情がある場合は転籍を認めるという運用がされておりますが、提言では、「転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化」することとし、それに加え「条件付きで、本人の意向による転籍を認める」とされています。こちらの、本人意向による転籍については、有識者会議においても議論が白熱したとのことですが、最終的な提言としては、こちらに書かれていますとおり、一定要件で認めることとされています。その要件とは、「同一期間での就労が1年を超えること」「技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験に合格」「転籍先機関が適正であること」であり、同一業務区分であることとされています。

その他には、「転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じること」、「各機関の転籍支援の実施」、現行の技能制度では、帰国後の再実習は原則として認めていないが、新たな制度では「育成終了前に帰国した場合、条件付きで再入国を認める」「試験合格率等を、優良認定の指標にすること。」とされています。

5から10につきましては、先に申し上げたとおり、既存の制度の適正化を図るものと

なっています。「5 監理・支援・保護の在り方」では、両制度が円滑かつ適切に運用され、外国人に対する支援や保護が適切に行われるよう、両制度に関わる各機関等による監理・支援体制の強化が提言されています。「6 特定技能制度の適正化方策」については、「新たな制度から特定技能1号の移行の条件」や、「試験不合格となった場合に、再受験のため最長1年の在留継続を認めること」、「支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、登録要件を厳格化することや、支援実績等の開示を義務付けること。希望する者に対し、特定技能2号在留資格取得に向けたキャリア支援を行うこと」などが記載されています。

7から9について簡単に説明いたします。「7 国・自治体の役割」は、各機関の連携の必要性やそれぞれが担うべき役割についての提言がなされています。「8 送出機関及び送出しの在り方」では、悪質な送出し機関の排除に向けた取組みや、外国人が送出し機関に支払う手数料が不当に高額にならないための仕組みの導入について提言がなされています。「9 日本語能力の向上方策」では、両制度において外国人材に求める日本語能力の確認方法についての具体的な制度の在り方を検討し、日本語能力の方策について提言がなされています。「10 その他(新たな制度に向けて)」では、新たな制度への移行に向かっての提言がなされています。詳細については、それぞれ目を通していただければと思います。

以上が、最終報告書に掲げている内容となります。

ここからは、事前にいただいた質問にお答えしようと思いますが、まず前提として、有識者会議の設置経緯を踏まえれば、最終報告書の内容は、提言という形であっても、その意味は極めて重要であると考えられます。しかしながら、制度の具体的な中身につきましては、一定の方向性を示してはいるものの、余白を残す部分も多く、詳細については、不透明な部分も多くあります。実務に携わる方々としては、そこが知りたいという部分であることは重々承知しておりますが、現時点においては、最終報告書に記載されていないことについては、回答ができないとせざるを得ません。いただいた質問を見ると、既に質問者様は最終報告書をよく読みこんでいただいており、その上での質問ということは理解ができるのですが、先の点を御理解いただき、聞いていただきたいと思います。

まず1つ目の質問です。「農業分野、外食業分野、飲食料品製造業分野において、特定技能2号での外国人の受入れが始まることになるが、特定技能2号での国外からの外国人の入国審査、国内の在留資格変更手続き期間について、特定技能1号より時間がかかるかどうか」。こちらの質問については、最終報告書に関する内容というよりは、昨年8月に分野が拡大された特定2号の審査期間に関係するものになるかと思います。こちらについて、実際の審査担当部門に確認したのですが、実際の審査手続き期間については、必要書類が正しく提出されているかによって大きく変わる、ということでした。ただ、特定技能2号であることを理由に、1号より時間がかかるということはない、ということです。特定技能の審査に係る標準処理期間は、目安となりますが、新規入国の審査にあたる在留資格認定証明書交付申請、また、国内にいる方の手続きである、在留資格変更許可申請のいずれも、1から3か月の時間を要するとなっています。

次の質問です。「技能実習 2 号移行対象職種・作業のうち、対応する特定技能分野にない繊維・衣服関係(13職種22作業)、その他(12職種22作業)は、育成就労制度の職種・作業から外されるか。また、現在実習制度にある対象職種・作業は、新制度では受入れ

ができなくなるか。」というものです。最終報告書では、提言概要の「2」の1つ目に、新たな制度の受入れ対象分野は、特定産業分野等の設定分野に限定されることとしています。また、国内における就労を通じた人材育成になじまない分野については、特定技能の分野であっても、新たな制度の対象とはせず、特定技能制度のみで受け入れるとされています。ご質問のあった、繊維・衣服・その他については、現在の特定技能分野に設定されていないため、新たな制度になった時にどうなるか、といった内容のご質問かと思いますが、新たな制度における対象分野については提言概要の「3」に、「新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対処分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。」と提言されています。このとおり、最終報告書では、新たな制度における対象分野の決定の在り方について提言をしておりますが、具体的な対象職種名についての言及はありませんので、現時点においてご質問のあった内容については不明という回答となります。

次の質問です。「新制度では、就労1年超等の要件(①技能検定②日本語検定)のもとで本人意向の転籍が認められるが、その他要件が設けられるか。また、初期の育成に係る負担は1年目受入機関及び転籍先受入機関との対象経費と分担割合はどうなるか」というご質問でした。こちらは、提言概要の「4」に記載があります。質問にあります、本人に係る要件の他、転籍先となる受入機関が、例えば在籍している外国人のうち、転籍してきたものの占める割合が一定以下であること、転籍に至るまでのあっせん、仲介状況を確認できるようにしていることなど、転籍先として適切であると認められる一定の要件を満たすものであることも、必要条件として提言されております。その他に要件が課せられるかどうかは、現在不明です。また、転籍時の費用負担割合については、不明であるものの、提言「4」にあるとおり、転籍前の受入れ機関が、正当な補填が受けられるよう、分担割合等について設定することが提言されています。

次の質問です。こちらの質問も、先ほどの質問と同様、転籍に係るものとなります。「初期費用等の転籍後の受入れ機関の分担について、分担方法に係る基準は、どの機関がどのような形(法律、ガイドライン等)で明確化するのか。また、その強制力はどこまであるのか」というものでした。提言の本文の中に、転籍前後の受入れ機関等における初期費用等の分担方法に係る手順を設定するなどして、その明確化を図ることが正当と考えられた、との記載がありますが、現時点において、どの機関が、どのような形で制定するのかについては不明であり、法律レベルなのか、指針やガイドライン等の形になるのかも不明です。

次の質問です。「転籍要件の就労期間について1年超の設定を認める「当分の間」とはどれくらいなのか。また、どの分野がどのような手続きを経て設定できるのか。就労期間の延長について、分野ごとにばらつきが生じることもありうるのか」といったものです。こちらは提言概要の「10」となります。当分の間については、就労期間の設定時に定められるのか、あるいは、制度実施後の状況を見て、適宜判断するのかは不明です。分野ごとの手続きについても、同様に不明です。また、提言の内容は、転籍要件の就業期間について、原則1年、分野によっては1年を超える期間の設定を認めるという趣旨であれば、この提言どおりの制度となれば、可能性としては、分野ごとにばらつきが生じることはありえるのではないかと思われます。

次の質問です。「監理団体の許可要件等の厳格化について、受入れ機関と密接な関係

を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。とあるが、現時点で、数値等、想定される許可基準があれば教えて頂きたい」とありますが、こちらは提言概要「5」となります。こちらについても、現時点で具体的な数値等は不明です。ここで挙げられている各種要件自体は、現行の技能実習制度で設定されていることなので、これらを基にして、各要件の厳格化等が検討されるものと思われます。

以上がいただいた質問と回答になりますが、ほとんどについて不明としかお答えできない点につきまして、大変心苦しいのですが、以上をもって回答とさせていただきます。 議題1の説明は以上です。

(事務局)

ただいまのご説明をお聞きいただき、何かご質問がございましたら、挙手をお願いい たします。

特にないようですので、議事(1)は終了します。

続きまして、議事(2)「在留外国人材の現状と外国人材に関する取組状況等について」に入ります。

なお、時間の都合上、質問は最後にまとめてお聞きするということにします。 では、名古屋出入国在留管理局さんからご説明いただきます。

(名古屋出入国在留管理局)

引き続き説明をいたします。

資料の1-2をご覧ください。こちらは「外国人入国者数・日本人出国者数等の推移」です。この一番下、これは速報値ということで、令和5年上半期の外国人入国者数が開示されております。一つ上の段には、令和4年度の同時期における人数が記載されておりますが、今年度の上半期ですと、1,000万人を突破し、対前年比476.1%となっており、コロナ前の水準に回復していることがわかります。

次のページは在留資格別の入国者数の推移が記載されています。右から2番目の列が対前年比になりますが、在留資格によっては、以前の水準に戻っているもの、いないものがありますが、「短期滞在」の増加が顕著で、約1,000万人のうち、約900万人が短期滞在となっております。皆様も普段の生活で感じているかもしれませんし、報道などでも目にすることがあるかもしれませんが、数字においても、このとおり外国人入国者数が増えていることがおわかりいただけると思います。

次のページは、特定技能の在留外国人数の数字です。お手元の資料は令和5年6月末 現在の数字ですが、資料提出後に資料の更新があり、最新の数字では、令和5年11月に おいては、特定技能1号在留外国人数は201,307人でした。また、右下の特定技能2号 在留外国人数については、建設分野が26人、造船・舶用工業分野は3人というように増 えております。このとおり、特定技能外国人は、6月から11月の5か月で30,000人増加 し、200,000人を突破しています。

次のページは、全国の特定技能外国人数です。こちらの数字も更新がありまして、令和5年の9月末の数字が最新となります。愛知県につきましては、14,739人から15,991人となっています。構成比は8.5%で変更はなく、全国で最多というのも変更ありません。次のページは、こちらの数字が最新となります。分野別の特定技能在留外国人数が記

載されています。

次のページでは、都道府県別の特定技能在留外国人数を記載しております。こちらの 資料も、この数字が最新のものとなります。

私の方からのご説明につきましては以上となります。

(愛知労働局)

資料2をご覧ください。記者発表の記事を基に外国人の雇用状況について説明します。 厚生労働省において、数値の公表は年に1回、10月末時点の数値を集計次第公表することとしております。

当局もこれに合わせておりまして、1月26日に公表いたしました。この内容を基に説明いたします。

1ページ目の標題の副題に「外国人労働者は初の20万人超え」とあります。下の黒枠内に集計結果のポイントがありますが、「外国人労働者数は210,159人で、前年と比べ21,468人増加」「雇用する事業所数は25,225所で、前年と比べ1,375所増加」となっており、いずれも過去最高を更新しています。

3ページをご覧ください。図 1 は「外国人労働者数及び主な国籍の推移」です。 1 位はベトナムで52,122人、2 位がブラジルで44,092人、3 位がフィリピンで31,330人となっており、以下、中国、ネパールと続きますが、上位 5 か国までの順位は昨年と変動はありません。

4ページをご覧ください。図3に「在留資格別の推移」が掲載されています。1位は 永住者等の身分に基づく在留資格で、95,987人です。2位は専門的・技術的分野で46,951 人、3位は技能実習で38,887人となっています。身分に基づく在留資格が45.7%で、全 体の半数近くを占めています。こちらも順位については、昨年と変動ありません。22ページをご覧いただきますと、「都道府県別・在留資格別外国人労働者数」の表がありま すが、特定技能、技能実習ともに、愛知が全国1位となっております。

5ページをご覧ください。図5は「主な産業別の外国人労働者の推移」図6は「主な産業別割合」となっています。41.1%が製造業で、1位となっております。次いでサービス業(他に分類されないもの)が18.0%、卸売業、小売業が9.7%と続きます。こちらも順位については、昨年と変動はありません。

6ページをご覧ください。図7に「外国人雇用事業所数の推移」を掲載しております。 先ほども過去最高を更新したと申し上げましたが、平成20年から一度も減少することな く、増加し続けております。図の8と9は雇用事業所の規模となりますが、30人未満の 事業所数が、一番多い割合となっております。

10ページ以降は公表数値の表となりますが、21ページの表を見ていただきますと、愛知県の事業所数は25,225所ということで、東京都、大阪府について第3位となっております。労働者数については、東京都に次いで第2位となります。昨年までは事業所数も2位でしたが、大阪の増加数が多かったため、順位が入れ替わっております。

私からの説明は以上となります。

(外国人技能実習機構)

最近の技能実習計画の状況について、説明いたします。資料10の1枚目をご覧ください。技能実習計画は令和3年度に171,387件ありましたが、令和4年度は246,260件とな

り、対前年度比で約43%増加しています。令和5年度の名古屋事務所での実習計画の申請も高止まりの傾向となっております。資料下の棒グラフですが、左が令和3年度、右が令和4年度となります。新型コロナウイルスによる外国人の入国規制が緩和され、新規の1号の技能実習生が42%から56%と、大幅に増加しています。

1 枚目の裏面が国籍別の状況ですが、ベトナム国籍が約50%となっていますが、最近の監理団体からは、ベトナムからインドネシアに切り替えるといった話をよく聞くようになりました。令和5年度の上半期の名古屋事務所の計画について、ベトナム国籍が約42%と5割を大きく下回っており、逆に、インドネシア国籍が約20%に増加するなど、国籍別の割合が、ここ1、2年間で大きく変化しています。

2枚目については、機構による相談のチラシを掲載しております。Zoomによるオンラインでの相談も始めております。

3枚目をご覧ください。外部の機関からよく質問がある、実習生が妊娠した場合の対応方法について掲載されておりますので、参考にしてください。

実習生を取り巻く状況ですが、援助課には毎月100件前後の相談があり、相談の相手方は実習生だけではなく、監理団体からも多く、最近は就業規則違反や私生活でトラブルを起こした実習生に対する対応方法について、どうしたらよいかという相談も多くなっています。こういった事案では、実習先が実習生を解雇することもあり、実習先が変更となるケースがあります。新たな実習先は監理団体が探すこととなりますが、監理団体が探しても見つからないことも多く、監理団体が新たな実習先を見つけられない場合には、機構が個別に実習先変更の支援をしていますが、その件数は、昨年度比の約2倍となっており、新たな実習先を探すことが大変難しい状況となっています。

ここで、機構の個別の実習先変更の支援について、少し説明いたします。職業紹介を行うには、職業安定法で国からの許可が必要であり、機構はこの許可を受けていないため、機構の実習先の支援は、直接実習生に実習先を紹介するのではなく、許可を受けている監理団体に、転籍可能な許可を持つ監理団体との橋渡しの業務となります。この場合、転籍が決まれば、監理団体は変更となります。また、実習生の職種は途中で変更することができないため、同じ職種での実習先変更となりますので、「転職」ではなく「転籍」と表現しています。

援助課には多くの相談がありますが、令和5年度10月末時点で約41万人と過去最高に 迫る数ですが、技能実習生の多くは技能実習を円満に満了しています。今後も機構とし ましては、技能実習制度の適正な運営を図ってまいりますので、皆様のご協力をお願い したいと思います。

説明は以上となります。

(事務局)

次は特定技能に係る外国人材の受入状況について国の各機関様からお話いただきます。

(東海北陸厚生局)

当局におきましては、外国人材に関する業務は実施しておりませんが、厚生労働省社会援護局福祉基盤課から資料提供を受けましたので、厚生労働省本省が行っております、 外国人介護人材受入れの取り組みについて紹介させていただきます。 資料3をご覧ください。2ページは外国人介護人材受入れの仕組みを図にしたものです。現在4ルートで受け入れており、EPAの仕組みが最も古く、特定技能1号が新しいものとなっております。

3ページをご覧ください。こちらは先ほどの4ルートにおける在留資格別の在留者数となっています。

4ページは介護分野の特定技能外国人在留者数の推移となっています。令和5年6月末で約22,000人と、在留者数が伸びております。

5、6ページをご覧ください。平成31年4月に創設された特定技能制度においては、一定以上の日本語能力を有していることに加え、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を合格することで、日本の介護の分野で働くことができる仕組みとなっております。また、EPA介護福祉士候補者や、技能実習2号修了生におきましては、一定の要件を満たした場合、試験が免除され、特定技能の在留資格に移行することが可能となっております。

7ページから9ページをご覧ください。介護技能評価試験及び介護日本語評価試験は、 平成31年4月のフィリピンを皮切りに広域で実施されており、令和5年7月までに、介 護技能評価試験に58,829名、介護日本語評価試験に60,322名の方が合格されております。 令和5年度末までの見込み数につきましては、それぞれ75,609名、77,788名となってお り、これぐらいの方々が日本に来るための試験を受け、合格しているという状況となっています。

続きまして、令和5年度予算についてご説明します。11ページをご覧ください。外国人介護人材確保に関する予算の一覧となっており、どのような資格の方に対しどのような事業があるかを整理しております。ページ下部の枠で囲っているところが、自治体で活用できるものとなっています。自治体に活用いただけるメニューとしては、例えば13ページにあります奨学金の給付等に係る支援事業ということで、留学生が日本語学校・養成施設で学ばれるケースがあります。受入介護施設におきましては、奨学金をもって貸与や給付を行っているケースがありますが、これにつきましては、補助率1/3という形で助成しております。また、介護施設等と特定技能による就労希望者とのマッチングを適切に行った場合の補助を実施しまして、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図っています。

資料14、15ページです。「介護福祉士就学資金等の概要」ということで、これは養成施設で学ばれている生徒さんご本人に貸し付けるという形ですが、学費等の支援をしております。

資料16ページは「外国人介護人材受入施設等環境整備事業について」ということですが、コミュニケーション支援、資格取得支援、生活支援、教員の質の向上支援ということで、きめ細やかな取組をしていただいているところです。

17ページです。「外国人介護人材研修支援事業」ということで、集合研修等を実施する都道府県に対し、費用補償を実施しております。

その他、自治体への補助以外のメニューもご紹介いたします。資料18ページをご覧ください。日本語の学習支援の関係ですが、いろいろなコンテンツや学習教材を作成しております。具体的には19ページ以降に整理しておりますが、webによるコンテンツを整備しており、関係団体の協力を得ながら、オンラインで外国人ご本人が自分のレベルに合ったドリルなどを自学自習できるよう整備しております。

22ページをご覧ください。「外国人介護人材の受入、定着支援の事業」です。2の「事業の概要・スキーム」に4つの柱がございますが、ここでは1の情報発信についてご紹介いたします。資料の23ページになりますが、「海外に向けた日本の介護についてのPR」の右側にありますとおり、海外向けのオンラインセミナーの開催ということで、日本の施設と現地を繋いでやりとりをしながら介護の状況を説明するというものを、令和2年から10か国で計19回開催しています。

24ページから26ページにつきましては、後ほどご覧いただければと思います。

厚生労働省といたしましては、只今ご説明した取り組みを行うことにより、今後も外国人介護人材が安心して働けるよう、体制を整えてまいりたいと思います。

簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

(東海農政局)

資料4をご覧ください。農林水産省が所管する特定技能分野のうち、農業分野、飲食料品製造業分野、外食業分野に従事する在留外国人数等についてご説明いたします。

まず、特定技能1号在留外国人数について、資料には2023年10月末現在ということで数字が記載されておりますが、先ほど出入国在留管理局さんからご説明があったとおり、2023年11月末現在の速報値が取りまとめられています。その数値をご紹介いたしますが、農業分野は23,265人、飲食料品製造業分野は59,262人、外食業分野は12,436人となっており、特に飲食料品製造業分野は特定技能1号在留外国人数の約3割を占めているという状況になっています。

次に、技能測定試験の全国の試験実施状況についてです。農業分野については、一般 社団法人全国農業会議所が試験実施主体となっており、従来から実施されております特 定技能1号の農業技能測定試験につきましては、2023年度の国内試験は全都道府県で実 施され、愛知県では、名古屋市、岡崎市、豊橋市で実施されています。

試験の結果は、現時点で12月までの試験結果が公表されており、受験者数6,008人、合格者数は5,256人となっております。国外試験は、11か国で実施されており、今年度の12月末までの試験結果は、受験者数9,564人、合格者数8,413人となっております。

2ページ目をご覧ください。本年度から実施されています、特定技能2号農業技能測定試験は、昨年12月に実施されておりますが、今年2月にも全国で実施される予定で、12月の試験結果につきましては、受験者数57人、合格者数12人となっております。

次に、飲食料品製造業分野の技能測定試験についてです。一般社団法人外国人食品産業技能評価機構が実施主体となり、2023年度の従来から実施されております特定技能1号の技能測定試験につきましては、国内試験を年3回実施し、愛知県では名古屋市で実施されています。公表されている試験結果では、第1回の試験結果は、受験者数9,169人、合格者数6,086人、第2回は、受験者数9,174人、合格者数5,688人となっております。国外試験は、フィリピン、インドネシアの2か国で、5月から隔月で実施されており、11月までの試験結果につきましては、受験者数7,036人、合格者数5,034人となっております。なお、飲食料品製造業分野の特定技能2号の技能測定試験については、現時点で実施予定日は未定となっております。

次に外食業分野です。試験実施主体は、飲食料品製造業分野同様、一般社団法人外国人食品産業技能評価機構で、2023年度の特定技能1号の技能測定試験につきましては、国内試験は、飲食料品製造業分野と同様、年3回実施されており、愛知県では名古屋市

で実施されております。結果は、第1回は受験者数6,127人、合格者数4,069人、第2回は受験者数7,061人、合格者数4,574人となっております。国外試験は資料3ページにありますが、7か国で実施されており、12月までの試験結果は、受験者数21,377人、合格者数17,266人となっております。なお、外食業分野の特定技能2号の技能測定試験についても、現時点で実施予定日は未定となっております。

最後に協議会の開催状況についてですが、昨年9月に開催された第10回ワーキンググループ以降、食品産業特定技能協議会の運営委員会が開催されており、特定技能外国人の受入状況等について情報共有等を行ったところです。なお食品産業特定技能協議会の運営委員会資料は、農林水産省ホームページに掲載されておりますので、確認いただければと思います。説明は以上となります。

(中部経済産業局)

資料5となります。

まず、「製造業における外国人材の受け入れ支援事業」についてです。経済産業省の来年度の予算では、受入れされる側の支援事業として予算措置をしています。具体的には(1)受入企業や日本での就労を希望する外国人材を対象とする制度周知のためのセミナーの開催や相談窓口の運営、(2)製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の運営、(3)製造分野特定技能評価試験の問題の作成・翻訳、(4)海外・国内における製造分野特定技能評価試験の実施、等を通じて、製造業の人手不足への対応及び生産性の向上を図っております。実際に今年度どのようなセミナーをするかはまだ未定でありますが、一昨年に開催されたもので言えば、外国人材を上手く活用されている企業の事例紹介等をしております。毎年夏頃開催予定です。

また、2ページ目については、製造分野特定技能2号評価試験の実施に係る資料になりますが、名古屋会場については明後日1月31日の開催となりますので、御承知おきいただければと思います。

(中部地方整備局)

建設分野における外国人材の受入れ状況について説明いたします。資料6をご覧ください。こちらは国土交通省のHPで公開しているものとなります。

資料中段の表は、建設分野に携わる外国人数の推移を表にしたものです。枠で囲った部分が特定技能外国人となっており、年々増加していることがわかります。これは水際措置の緩和や制度の周知に伴うものとなっております。2023年10月時点で、22,309人が認定されています。このうち、2号特定技能外国人については、2022年4月に初めて認定されて以来、2023年10月末現在で26人となっております。

中部管内では愛知、岐阜、三重、静岡の4県を担当していますが、特定技能の認定企業数、認定数については、概ね全国の15%弱程度となっており、そのうち愛知県は、中部管内で6割程度と最も人数が多くなっています。

中部管内での申請件数は年々増加しています。12月末時点で昨年度の年間申請件数に達しており、今後も申請数が多い状況は続いていくものと思われます。説明は以上です。

(中部運輸局)

観光部観光企画課です。特定技能制度としましては、船、自動車、航空、宿泊、観光

がありますが、そのうち、宿泊産業を所掌していますので、簡単に説明いたします。

特定技能制度のうち、宿泊産業は非常に数が少ない状況で、全体の0.1%となっています。そういった中においても、皆様体感しているかもしれませんが、外国人旅行者がコロナ明け以降増加しております。これに伴い、特に、ホテル、旅館業界の人材不足が深刻になっています。資料7をご覧ください。観光庁の令和5年度の補正予算資料ですが、全体額689億円のうち、オーバーツーリズムの未然防止等に係る予算は約305億円となっています。このうち観光地・観光産業における人材不足対策については、令和5年度の補正予算が付いております。

資料裏面については、外国人材の確保ということで、特定技能試験の受験者を増やすため、ジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施などを、観光庁の事業として実施していきます。詳細は未定ですので、官公庁のHP等で改めて確認いただければと思います。

自動車技術安全部整備課です。当課では中部管内の5県(愛知、岐阜、三重、静岡、福井)を管轄しております。特筆すべき点としては、自動車の点検整備を行っている事業所しか受付をしておりません。単なる点検や、分解整備を行わない点検をやっている事業所は認めておりません。出身国につきましては、他の方々のデータと同じように、ベトナムが、現状は圧倒的に多いところです。ただ、特徴としましては、令和3年度まではベトナムが約50%でしたが、令和4年度にはフィリピンが多くなり、本年もフィリピンが増加しています。制度発足から5年を向かえますが、令和5年度に初めてインド出身の特定技能外国人が17名雇用されました。現状では令和4年度がピークと思われておりまして、本年度もあと2か月ありますが、令和4年度を超えることはないであろうと想定されています。

自動車整備分野でも特定2号が認められることとなりましたが、現在2号に移行できるのは、自動車整備士2級取得者となっています。評価試験については、現在公表されてはいませんが、評価試験をどのように実施していくかは検討中ということで、決定され次第公表される予定です。中部管内におきましては、自動車整備士の養成施設は多数あります。養成施設には外国の方が非常に多い状況であり、このような方は自動車整備士2級を取得して卒業されることとなります。こういった方々が、特定1号、特定2号として活躍されると考えております。

登録支援機関については、表2の下段にありますが、人数と同様、令和4年度がピークとなっております。受入企業の条件としては、国の認証を得たものとなっておりますが、昨年8月からは、それらに付随する板金についても可能ということとなりました。ただし、板金のみに従事することはできませんので、問合せについてはしっかり対応しているところです。大手の事業所ですと、整備、板金を部門分けしているところも多いですが、そういったところについても板金のみでは認証を得ることはできないとアナウンスしております。私からは以上です。

(事務局)

続いて、その他の団体における取組状況等をご紹介いただきたいと思います。

(名古屋市)

資料15に基づいて説明いたします。3つの事業を実施しておりますが、中小企業外国

人材雇用支援事業という事業を行っており、外国人材をこれから採用しようとする企業ですとか、すでに雇用している市内の中小企業を対象とし、外国人材の採用や定着に関して、それぞれの企業が抱える課題に対応した専門家を派遣するという支援を行っており、令和6年度も継続して実施する予定です。

続きまして、交流事業ですが、先輩社員と気軽に話せるトークカフェを実施し、10名 の方に参加いただきました。

また、メッセナゴヤで、市内の中小企業と外国人留学生の交流会というものも実施し、 計24名の方に参加いただいております。説明は以上です。

(愛知県商工会議所連合会)

口頭で説明をさせていただきます。

従業員20名以下の小規模事業者でありますが、人手不足といった労働環境に係る課題がございます。これに対応するために外国人材を活用したいという相談が増えてきています。例えば、新たに外国人材を採用する上で、どのようなことを企業側としてやらなければいけないか等、数は多くないが相談は増えている状況です。説明は以上です。

(中部経済連合会)

資料の15においては、外国人の留学生と企業との交流会について記載させていただきましたが、今回は愛知県さん、愛知県国際交流協会さん、愛知県経営者協会さん、それから中部経済連合会の4者が連携して開始した、「地域日本語教室の支援活動」についてご紹介させていただきます。資料8をご覧ください。

外国人材が貴重な労働力として欠かせない一方で、ご本人のみならずご家族との共生も、地域及び雇用する企業にとっても重要な課題となっています。そのような中で、愛知県は日本語指導が必要な児童数が最も多く、その支援の一端を担っている地域日本語教室は県内におよそ200か所ありますが、運営者あるいはボランティアの高齢化、あるいは外国人の急増に伴い教室の確保が困難になるなど、運営に係る課題が山積しています。

こうした状況を踏まえ、私どもとしては、産官の連携により、企業からボランティアを募り、地域の日本語教室の運営支援に取り組んでいただくという取り組みを実施しております。2ページ目の中段には、マッチングイベントの開催について記載しております。これは昨年度から取り組んでいる内容ですが、昨日11月28日に第4回のイベントを開催しました。内容につきましては、後ほど愛知県経営者協会さんからご説明いただきたいと思います。

また、3ページ目には、企業の遊休施設をNPO法人などに地域日本語教室として利用できるようにする取り組みについて記載しています。これまでに日本ガイシ様の小牧市および半田市の遊休施設を利用させて頂くことが実現しております。今後も外国人材に選ばれる地域の実現に向けて活動をしていく予定です。説明は以上です。

(愛知県経営者協会)

先ほど中部経済連合会さんからもご紹介がありました内容について、資料9-1及び 2を基に説明いたします。

昨年度から地域の日本語教室のボランティア人材をつなぐマッチングイベントを実

施しております。昨日1月28日に下期におけるマッチングイベントを開催いたしました。 名古屋市内の地域日本語教室に通うために待ちが出ている状況が散見されるため、今回 の対象地域は名古屋市内としています。企業は名古屋市内に拠点のある事業所に参加を いただき、ボランティアとしては30名程度の希望者に出席いただきました。現在、各教 室からの説明を聞いたところとなります。これから、具体的に教室の見学等をし、都合 が合うのであれば、実際にボランティア活動をする、という流れとなります。こういっ た取り組みを続けることで、この地域における企業活動と外国人材のサポートをしてい きたいと思います。

(愛知県中小企業団体中央会)

資料はないため、口頭で説明いたします。

私どもは、外国人技能実習生を受入れている監理団体の一つである事業協同組合への設立運営支援を行っております。令和5年度の12月末までで、愛知県に設立の認可申請をした組合は10組合ありました。そのうち、実習生の受入を目的とした組合は9組合であり、ほとんどの組合の目的が実習生の受入でありました。そのうち3組合が特定技能外国人の支援事業を事業目的に入れておりました。令和4年度の設立については、制度見直しということで様子見もあり、設立申請は21件ということで例年と比べて少なかったのですが、令和5年度はさらに少なくなっている状況です。

最近の設立の相談の中で、外国人技能実習生の受入事業を行わず、特定技能に係る支援事業だけを目的とした組合を設立したいという相談も少数ながらあります。また、既存の監理団体からは、新たな制度の基での詳細な対応内容が決まっていないということで、今後どのような対応が必要かという相談もありました。以上です。

(日本労働組合総連合会愛知県連合会)

連合愛知では労働相談ということで、労働相談センターにおいて、日本の方だけでなく外国人の方からの相談も対応しています。2022年10月から2023年9月までの数字になりますが、相談の件数としては5件ほど外国の方からの相談がありました。相談内容としては、日本の方からされる内容と大きな差はありませんが、外国人の方が会社と交渉する際、日本語能力に不安があるといった声も聞こえてきます。以上です。

(国際人材協力機構名古屋駐在事務所)

資料15に記載しておりますが、私どもは制度のご案内と手続きにかかる支援を実施しております。送り出し機関と監理団体のマッチングセミナーについては、アフターベトナムということで、フィリピンやインド等との送り出し国の送り出し機関と団体とのマッチングを実施いたしました。

その他、有識者会議の最終報告書についての説明会を開催いたしました。資料11には、 そのセミナーに関するアンケート結果を掲載しております。監理団体については提言を 確認しているようだが、事業所は文書を全て読み切れていない様子であり、今年の4月 には制度が変わるのでは、と勘違いをされているところもありました。

各機関の皆様においては、今後情報を出される際、私どもに一言いただければ、HP 等に掲載することや、東海北陸地域の私どもの会員団体にメールでご案内もできるため、 ご一報いただければと思います。 資料裏面については、最終報告書の提言項目について関心のある事項についてアンケートを取りましたが、会議冒頭に名古屋入管の方からご説明いただいた内容とほぼ同じようなことを皆様が心配しているということがわかると思います。以上です。

(愛知県職業能力開発協会)

技能実習生の方が受検する技能検定について申し上げます。資料12となります。私どもは、外国人材の中の技能実習生に対する国家技能検定を実施しております。

表の一番上、技能実習1号の方が受けられる基礎級の状況ですが、令和5年度4月から12月においては、6,647人です。令和4年度の同時期と比較し約2.6倍に増加しております。昨年度は入国制限の影響を受け、受検者数が減少しております。この1年、技能実習1号として入国される方は増加傾向にありますので、今後も受検者が増え、コロナ前の水準に戻ることと想定しております。

次に随時3級の表をご覧ください。技能実習2号の方が受検される試験です。令和5年度4月から12月において、2,820人です。これは、3年前の入国制限の影響を大きく受けるタイミングとなっており、令和4年度の同時期は6,622人であったため、6割近く減少しております。今後、1月以降の受検者は皆無に等しい状況が続く状況です。

最後に、随時2級の表となります。技能実習2号を修了される前に受検する試験です。 令和5年度の4月から12月で2,019人です。コロナ前において入国者が増え続けた時の 技能実習生が受検しております。令和4年度の同時期は1,238人であるため、約1.6倍に 増えております。来年度の期中でコロナの影響を受けるタイミングに入りますので、減 少に転じますが、しばらくは増加傾向が続く見込みとなります。以上です。

(愛知県就業促進課)

資料の13-1となります。私どもにおいては、企業向けの雇用相談窓口及び定住外国人向けの就職相談窓口を設置しております。

今年度の相談件数は、12月末時点で、企業が132件、外国人が107件となっています。 企業からの相談内容としては、人手不足のため外国人を紹介してほしいという相談が多 く、他には雇用の進め方、在留資格など、外国人の受入環境に関する相談がありました。 一方、外国人からの相談内容としては、ほとんどが仕事探しに関する相談で、その他に 履歴書や職務経歴書の書き方を教えてほしいという相談がありました。

この窓口については、市町村の外国人対応の窓口担当者からの相談も受け付けているほか、ハローワークからご紹介を受けたり、特に名古屋中の外国人雇用サービスセンターから紹介を受けたり、こちらからご相談したりするなど、連携を密にしております。また、資料13—2、3につきましては、相談窓口に係るチラシになりますので、機会がありましたら周知をしていただけると助かります。資料13—4は伴走型支援となっており、現在参加企業6社を対象に、採用から就職、定着まで支援を実施しております。この企業6社に入社したいという外国人の募集はまだ続けておりますので、相談窓口を含めまして、周知にご協力をいただけると幸いです。私からは以上になります。

(多文化共生推進室)

チラシについてご案内いたします。愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市において、毎年、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の

普及セミナーを開催しております。今回は、技能実習制度に代わる新たな制度がスタートするということで、外国人に選ばれる国、地域、企業について考えるセミナーを開催いたします。開催日が2月2日金曜日ということで間もなくではありますが、基調講演で名古屋国際綜合事務所の所長 田澤 満様にお越しいただき、実務でどのような相談があるか、どのようなルールを守っていくか、といったお話しをしていただきます。

また、実際に外国人労働者が活躍している話として、岐阜県の一般社団法人岐阜県老 人福祉施設協議会様や、静岡県の株式会社小松工業様といった企業にも御登壇いただき、 パネルトークを行います。

定員はありますが、参加者の余裕はまだありますので、ご希望がありましたらお越しいただきたいと思いますし、周知にご協力いただければと思います。

(事務局)

資料15は、事前に皆様からいただいた「外国人材の活用に向けた取組状況」の内容を まとめた一覧になりますので、ご一読いただければと思います。

これまでの説明に関しまして、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

(事務局)

よろしいでしょうか、それでは続いて議事(3)となりますが、議事(3)はその他としております。全体通じまして、何かご質問やご意見があれば伺いたいと思いますが、 ございますでしょうか。

特にないとのことですので、これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。